

3.3 学内規定改正の紹介

京都大学環境科学センター 平井 康宏

3.3.1 はじめに

京都大学における排水・廃棄物管理について定めた「京都大学排水・廃棄物管理等規定(以下、規定)」および「京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項(以下、要項)」が改正され、2017年10月1日より施行されました。規定・要項改正の理由は、1) 下水道法における事業場の分割届出への対応、2) 環境法令の改正への対応、3) 有機廃液処理装置の廃止に伴う変更、が必要となったためです。本稿では、その改正内容について紹介します。

3.3.2 下水道法事業場分割

下水道法における事業場の分割届出は、排水管理体制の強化と万一の水質事故時の影響範囲の限定により、教育研究の円滑な実施環境を確保することを意図したものです。吉田キャンパスの実験排水系は構内別に分離・独立しており、各構内に実験排水最終貯留施設が設置されています。しかし、下水道法の届出においては、吉田地区のすべての構内を1つの事業場としており、排水基準超過時には、排水管が接続していない他の構内にも、排水停止命令等の影響が及ぶこととなっていました。また、改正前の規定において、実験排水系の施設や埋設配管を複数の部局で共用する場合には、当該部局で協議し共同で管理することが定められていましたが、2016年度末の時点では構内別排水系管理委員会を未設置の構内もありました。京都市上下水道局からは、各構内の実験排水系の管理責任者を明確にし、下水道法の届出における事業場を構内別に分割するよう、指導を受けていました(2016年11月4日)。

これらを受け、改正規定では、第5条において、事業場・構内実験排水系管理委員会について規定し、吉田地区の事業場は実験排水最終貯留施設毎(構内別)に設けることとしました(規定別表第3)。下水道法の事業場分割の届出も進めており、2017年度中に届出完了の見込みです。

3.3.3 環境法令の改正への対応

環境法令の改正への対応は、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物処理法の改正内容に対応させるためのものです。2012年の水質汚濁防止法の改正により、有害物質を取り扱う特定施設(実験流し台やドラフトチャンバー等)について、管理要領を定めるとともに、定期点検の実施が義務付けられました。また、近年頻繁に実施されている廃棄物処理法の改正において、特定有害産業廃棄物への「廃水銀等」の追加などがなされており、学内規定の廃棄物分類も修正が必要となっていました。さらに、廃棄物処理法、下水道法の改正により、学内規定との条項の番号ずれも生じていました。

これらを受け、改正規定では、別表第2排水・廃棄物の管理等に関し部局等の長の行うべき事項として、「特定施設の構造及び使用方法並びにその付帯設備について、管理要領を定め、定期に点検し、かつ、その結果を記録し、保存すること。」を追加し、別表第1排水・廃棄物の一覧に「廃水銀等」を加えました。また、規定・要項において参照する法令の条項番号のずれを修正しました。廃棄物の外部委託処理に係る報告の様式は、要項本体で定めていたところを、環境安全保健機構長が定める様式へと変更し、PRTR

届出対象物質が変わった際の対応をしやすいしました。

3.3.4 有機廃液処理装置の廃止に伴う変更

環境科学センターが全学利用に供してきた有機廃液処理装置は 2013 年度を最後に運転停止しており、2017 年度末までに解体・撤去工事を完了する見込みです。改正前の要項では、有機廃液処理装置での学内処理を前提として有機廃液の貯留区分等を記載しており、見直しの必要が生じていました。また、廃液の貯留に関連して、三次洗浄廃液までは下水道に排出せず廃液として貯留することを、各種講習会等で学内に周知し、水質汚濁防止法や下水道法での届出にも記載しておりましたが、規定・要項には明記しておりませんでした。

これらを受け、改正要項では、第 4 条貯留基準において、有機廃液の貯留基準は、学外の産業廃棄物処理

業者との処理委託契約に従い分別貯留することとし、三次洗浄廃液までの貯留を明記しました。また、第 5 条処理方法においては、有機廃液処理装置に関する記述を削除しました。

3.3.5 おわりに

改正後の規定・要項は、京都大学規定集に掲載されていますので、ご参照ください。

京都大学構成員のみなさまには、構内別実験排水管理委員会の運営や、水濁法特定施設に係る定期点検の実施等へのご協力をお願いいたします。

京都大学規定集

http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_menu.html